

◆◇指定認知症対応型共同生活介護事業 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業◇◆

◆◇「グループホーム 太陽」 ◇◆
重要事項説明書

株式会社 福祉浩志会
「指定認知症対応型共同生活介護事業」
「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業」
グループホーム—太陽—
(倉敷市指定 第3390200636号)

◆◇目次◇◆

1 事業所の目的および運営方針	1 P
2 事業者の概要	1 P
3 事業所の概要	1 P
4 居室等の概要	1 P
5 職員の配置状況および勤務体制	2 P
6 協力医療機関および協力連携施設	2 P
7 利用料金	2 P
8 請求支払方法	3 P
9 サービス内容	3 P
10 入居にあたっての留意事項	4 P
11 緊急時および事故発生時における対応方法	4 P
12 非常災害対策	4 P
13 サービス内容に関する苦情	5 P
14 感染症対策	5 P
15 身体拘束廃止に向けての取組み	5 P
16 通院および入院時の対応	5 P

1 事業所の目的および運営方針

(1) 事業の目的

グループホーム太陽（以下「事業所」という）が行う指定認知症対応型共同生活介護事業および指定介護予防認知症対応型共同生活事業（以下「事業所」という）は認知症の状態にあるものについて共同生活住居にて家庭的な環境と地域住民との交流の下で日常生活の世話および機能訓練を行うことにより入居者がその有する能力に応じた自立した生活を営むことが出来るように支援することを目的とする。

(2) 運営方針

- ①家庭的な環境と地域住民との交流の下で心身の特性を踏まえ入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう日常生活上の世話および機能訓練等必要な援助を行う。それにより利用者的心身機能の維持回復を図り生活の向上を目指す。
- ②入居者の認知症状の緩和や悪化の防止に資するよう目標を設定し計画的に行う。
- ③入居者の人格を尊重しそれぞれの役割を持って家庭的な環境下で日常生活を送ることが出来るように配慮する。
- ④懇切丁寧に行なうことを旨とし入居者または家族に対しサービスの提供等について分かり易く説明を行う。
- ⑤関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護事業所、地域の保健医療福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努める。

2 事業者の概要

会社名	株式会社 福祉浩志会
住所地	岡山県倉敷市茶屋町 695 番 6 号
代表者	代表取締役 秋山敦志
電話	086 (420) 1400
FAX	086 (420) 1402
メール	taiyo14@mx22.tiki.ne.jp
設立年	平成14年4月1日

3 事業所の概要

事業所名	グループホーム太陽
事業所番号	3390200636
所在地	岡山県倉敷市茶屋町 695 番 6 号
電話	086 (420) 1400
FAX	086 (420) 1402
開設年	平成23年8月1日
利用定員	9名 (1ユニット)

4 居室等の概要

部屋	9室 (洋室 洗面 介護用ベット 簡易収納)
居間兼食堂	1室
台所	1室 (IH対応)
浴室	1室 (ユニットバス)
トイレ	3室
脱衣所兼洗濯洗面所	1室
デッキ	1ヶ所 (居間兼食堂横)
相談室	1室

倉庫	1室
事務所	1室
汚物処理室	1室
職員更衣室	1室

※ 協議のうえ、介護処遇上に支障をきたす場合は居室の変更を行うことがある。

5 職員の配置状況および勤務体制

(1) 職員の配置

管理者	1名（兼務）
計画作成担当者	1名（非常勤）
介護職員	8名以上（常勤、非常勤、兼務を含む）

(2) 勤務体制

早 出	7：30～16：30
日 勤	8：30～17：30
遅 出	10：00～19：00
夜 勤	16：30～ 9：30

※ レクレーション、緊急時、施設の都合により勤務時間が変更になる場合がある。

※ 非常勤職員の勤務時間帯は上記とは異なる場合がある。

6 協力医療機関および協力連携施設

・藤戸クリニック

倉敷市藤戸町藤戸1573-1
086(428)8572

・プライムケアデンタル

岡山市南区植松523-4
086(470)2882

・特別養護老人ホームサンバードナーシングホーム

倉敷市藤戸町藤戸1583-3
086(429)0018

7 利用料金

- (1) 指定認知症対応型共同生活介護および指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料とその自己負担額は厚生労働大臣が定める基準に介護保険負担割合証に記載された割合を乗じたものとする。
また、介護保険および各種加算の3年ごとの改正時には入居者またはその家族に対して文章をもって説明したうえで支払に同意する旨の書面に署名捺印を受けることとする。
- (2) 入居者が生活保護受給者の場合、生活費が生活保護法による保護基準の上限額とする。
- (3) 入居者が生活保護受給者の場合、家賃は生活保護法による保護基準の上限額とする。
- (4) 入居者は次に定める費用を負担するものとする。その他（実費部分）については個人によって異なる。

入居一時金	100,000円
家賃	45,000円
食材料費	45,000円
光熱水費	25,500円

備考　・入居一時金は退居後の居室修繕に使用する。

・月の途中に入退居した場合は「家賃、食材料費、光熱水費」を日割り計

算する。

- ・食材料費については、朝昼夕のいずれかを喫食した場合は1日分を請求する。

その他（実費部分）

寝具代	80円／日	希望される時のみ貸し出しを行う。寝具のみで毛布等は除く
オムツ代	実費	希望により事業所にて販売を行う
個人電気使用代	50円／日	テレビ等の電気製品を持ち込まれた場合1点につき算定する
医療費	実費	医療保険による適応とする
理美容費	実費	事業所管理にてされた場合

備考
・実費部分についてはすべて事業所にて立替金で対応し預かり金は扱わない。

- ・ティッシュ等の居室内で使用する日用品については持ち込んで頂くか日用品費として後日精算する。

- (5) 前項の費用の支払を受ける場合には入居者または身元引受人に対して事前に料金表および重要事項説明書にて提供するサービス内容と負担額を説明し同意を得るものとする。

8 請求支払方法

1ヶ月の利用料（実費含む）は一括して請求する月精算とし、請求書は翌月10日頃に郵送する。支払方法は原則として事業所に持参頂く。受け渡しは管理者またはこれに準ずるものとする。持参出来ない場合は事業所との調整のうえ支払方法を決定する。

9 サービス内容

項目	サービス内容
プラン立案	適切なアセスメントを行い本人や家族が望む生活が実現出来るような介護計画を作成する
食事	<ul style="list-style-type: none">・ 食事時間 朝食 7：30～9：00 昼食 12：00～13：30 夕食 17：30～19：00・ 入居者の体調に合わせて時間と場所を調整する・ 入居者と職員が協力し出来る範囲で調理、盛り付けを行い、役割や生きがい、充実感や達成感を持って生活出来るよう支援する
排泄	状況に応じて適切な介助を行うとともに自立に向けても適切な援助を行う
入浴	原則として週2回の入浴または清拭を行う また体調等を考慮し柔軟な対応を行う
生活介護	<ul style="list-style-type: none">・ 一人ひとりの生活リズムに合わせた支援を行う・ 個人としての尊厳に配慮した支援を行う・ 家庭的な環境のなかで支援を行う
健康管理	<ul style="list-style-type: none">・ 身体的、精神的状況の把握に努める・ 健康管理上の助言指導を行う・ 症状等に応じて医療機関への受診を図り適切な対応に努める
生活相談	入居者またはその家族の相談について誠意を持って対応する
介護手続きの代行	介護保険上の手続きの代行を行う

生活リハビリ	離床援助、散歩同行、家事の共同支援等により生活機能の維持向上に努める
金銭の管理	金銭、貴重品の持ち込みは禁止とする。やむを得ず持ち込む場合は本人管理とする。その場合紛失時は事業所として責任は負わない
記録の管理	サービス提供に関する記録を作成し契約終了後5年間保管する

備考　・洗濯は施設で行うが、特別な衣類や寝具については対応しない。

1.0 入居にあたっての留意事項

- (1) 喫煙および飲酒については禁止とする。
- (2) 入居者は環境保全のため、事業所内の清潔および整頓、その他環境衛生の保持に協力頂く。
- (3) 面会については7:00～20:00までとする。それ以外の時間や事業所内の宿泊については事前の相談を頂くこととする。また、インフルエンザ流行時期などは面会を制限させて頂くこともある。
- (4) 外泊、外出については所定の用紙に記入頂き従業員に届け出る。
- (5) 所持品の持ち込みは家具等を含めて居室内で介護を行うことが可能である限りとする。また、季節毎の衣替え等は家族が行うこととする。また事業所として衣類の保管は行わない。
- (6) 家族よりの食べ物の持込については衛生管理上一度に食べきれる量とし、余った場合は持ち帰って頂く。また事業所として食べ物の保管は行わない。
- (7) 次に掲げる項目については禁止とする。
 - ① 宗教や信条などの相違で他人を攻撃し、また自己の利益のために他人の自由を侵すこと
 - ② 喧嘩、口論などで他の利用者に迷惑をかけること。
 - ③ 事業所の秩序、風紀を乱し安全衛生を害すること
 - ④ 火気を用いること
 - ⑤ 故意に事業所、もしくは物品や設備に損害をあたえたり、また持ち出すこと
 - ⑥ ペットの持ち込みや飼育
 - ⑦ 居室の模様替えおよび改装
- (8) 次の項目に該当する場合は市町村に通知する。
 - ① 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わぬことにより要介護、要支援状態を増進させたと認められたとき。
 - ② 偽りその他不正行為によって保険給付を受けるか、受けようとしたとき。

1.1 緊急時および事故発生時における対応方法

- (1) サービス提供を行っているときに入居者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医や協力医療機関等に連絡するなど必要な措置を講ずる。
- (2) サービスの提供により事故が発生した場合は市町村、当該利用者の家族に連絡するとともに記録や再発防止に努め対応を協議する。
- (3) サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行う。ただし、事業所や従業者の責でない場合はこの限りではない。

1.2 非常災害対策

- (1) 天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難を適切に行う。
- (2) 非常災害に備えて消防計画を作成し防火管理者は火気消防についての責任者を定め、昼間および夜間を想定し定期的に年2回、避難救出等の訓練を入居者とともに実施する。
- (3) 防災設備

スプリンクラー	： 設置あり
消火器	： 設置あり
自動火災報知設備	： 設置あり
非常警報設備	： 設置あり
誘導等	： 設置あり

1.3 サービス内容に関する苦情

- (1) 事業所は提供されたサービスに関する苦情の申し立てや相談があった場合は別に定めるマニュアルに沿って速やかな対応を行う
- (2) 苦情を受け付けた場合、速やかに事実関係を調査しその結果ならびに改善の有無、改善方法について申し立て者に報告する。
- (3) 苦情の受付。

苦情受付窓口	管理者
受付時間	9:00～18:00
電話番号	086-476-3101
FAX番号	086-476-3103

(4) 行政機関、その他苦情受付期間

倉敷市役所介護保険課	倉敷市西中新田640	086-426-3343	8:30～17:15 土日祝除く
岡山県 国民健康保険団体連合会	岡山市北区桑田 17-5	086-223-8811	8:30～17:00 土日祝除く
岡山県社会福祉協議会	岡山市北区南方 2-13-1	086-226-2822	8:30～17:15 土日祝除く

1.4 感染症対策

- (1) 感染症、食中毒に対応するマニュアルを整備し予防、まん延の防止に努める。
- (2) 対策を検討する委員会や研修等を隨時開催し従業者への周知徹底に努める。
- (3) 感染症および食中毒が発生した場合、行政機関への報告を行う。
- (4) 夏期や感染症流行時の事業所が指定した期間は面会や食べ物の持込の制限をお願いする場合がある。

1.5 身体拘束廃止に向けての取組み

- (1) サービス提供にあたり入居者または他の入居者の生命や身体の安全確保のため緊急でやむを得ない場合を除き身体拘束は行わない。
- (2) やむを得ず身体拘束を行う場合は別に定めるマニュアルに基づいて同意書を作成のうえ実施する。またその場合は実施状況の記録を整備する。
- (3) 身体拘束廃止に向けてのカンファレンスを隨時開催してやむを得ず身体拘束を行う場合に対しての実施継続を判断するとともに、常に解除のための検討を行う。

1.6 通院および入院時の対応

- (1) 送迎
 - ① 緊急時を除きご家族にお願いすることとする。
- (2) 通院 入院の対応

通院 入院の対応はご家族の対応とする。また入院期間が1ヶ月を超える場合もしくは1ヶ月を超えると医師が判断した場合は事業所と協議のうえ退去頂く場合がある。

指定認知症対応型共同生活介護事業、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業のサービス提供の開始に際し本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明日 令和 年 月 日

事業者 倉敷市茶屋町 695-6
株式会社 福祉浩志会
代表取締役 秋山敦志 

説明者 倉敷市茶屋町 695-6
グループホーム太陽
管理者 守谷恵 

指定認知症対応型共同生活介護事業、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業のサービス提供の開始に際し本書面に基づき重要事項の説明を受け同意しました。

同意日 令和 年 月 日

利用者

(住所) _____

(氏名) _____



代理人

(住所) _____

(氏名) _____



(続柄) _____

2023.4.1 改定

別紙 重要事項説明書 一部負担金について

介護保険 一部負担金のご案内

□基本報酬について

要支援2	761円／日	22, 830円／30日
要介護1	764円／日	22, 950円／30日
要介護2	801円／日	24, 030円／30日
要介護3	824円／日	24, 720円／30日
要介護4	841円／日	25, 230円／30日
要介護5	859円／日	25, 770円／30日
□初期加算	30円／日	1, 170円／30日
□科学的介護推進体制加算		40円／月
□サービス提供体制加算（I）	22円／日	660円／30日
□協力医療機関連携加算（I）	100円／月	
□医療連携加算（I）ハ	1, 110円／月	
□退去時情報提供加算	250円／日	（医療機関へ退去した場合）
□高齢者施設等感染対策向上加算（II）	5円／月	
□口腔衛生管理体制加算	30円／月	
□生産性向上推進体制加算（II）	10円／月	

（令和6年5月まで）

□処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の 1.1%
□特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の 3.1%
□介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の 2.3%
（令和6年6月から）	
□介護職員等処遇改善加算（I）	所定単位数の 1.8%

□看取り加算	31日以上45日以下	72円／1日
	4日以上30日以下	144円／1日
	2日または3日	680円／1日
	他界された日	1280円／1日

注) 上記は1割負担の料金となります。2割負担と3割負担の方につきましては
それぞれの乗数がご負担金となりますのでご注意下さい。